

特定生産緑地の指定について

● 特定生産緑地制度設立の経緯と制度の概要

都市計画決定から30年が経過した生産緑地地区については、いつでも市に対して買取りの申出をすることが可能な状態となり、都市計画上、不安定な状態に置かれることとなる。

そこで、平成30年4月に施行された改正生産緑地法において、新たに「特定生産緑地制度」が創設された。

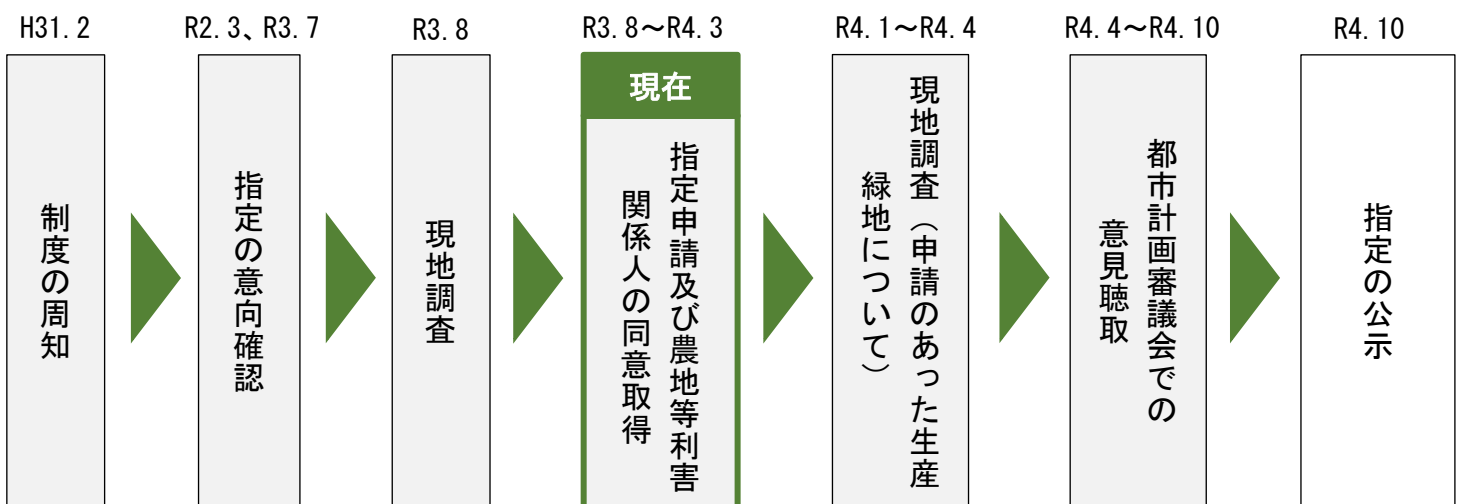
特定生産緑地制度は、都市計画決定から30年が経過する前に生産緑地を特定生産緑地に指定をすることによって、買取りの申出が可能となる期間が10年間延長されるとともに、引き続き建築制限、営農義務が課される一方で、相続税や固定資産税の優遇措置が適用可能となる。

● 特定生産緑地の指定

特定生産緑地の指定をする際には、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、農地等利害関係人の同意を得るとともに、都市計画審議会の意見を聴くこととされている。

本市においては、平成4年12月9日指定の生産緑地27地区が令和4年12月9日に都市計画決定後30年を迎えることから、指定意向かつ営農意向がある生産緑地地区について、下記流れに沿って指定の手続きを進めていく予定である。

指定手続きの流れ



資料 4

指定意向

- 調査概要

対象者：平成4年指定の生産緑地の所有者 32名

調査時期：令和元年3月及び令和3年7月の2回実施

- 調査結果

意向あり 24名 意向なし 8名

指定申請状況

- 指定申請の概要

対象者：指定意向確認結果で、意向ありと回答した所有者 24名

※申請の依頼と合わせて指定しない場合の確認書も同封。

提出期間：令和3年8月～令和4年3月

- 申請状況（令和3年12月1日時点）

申請者 9名 指定しない 2名

今後の取組について

- 現地調査

指定申請のあった生産緑地の管理状況等の確認（農業委員会事務局職員の同行）を行い、適正な管理がされていなかった場合は、通知や口頭で是正を行う予定。

- 都市計画審議会での意見聴取

令和4年度の都市計画審議会で、指定申請及び農地等利害関係人の同意取得を行った所有者の生産緑地について、意見聴取する。

（参考）鶴ヶ島市生産緑地地区の現況

都市計画決定告示日	地区数	面積	30年経過日
全体	56	12.14ha	
平成4年12月9日	27	4.56ha	令和4年12月9日
平成7年1月10日	14	4.08ha	令和7年1月10日
平成17年3月17日	1	0.10ha	令和17年3月17日
平成22年3月5日	14	3.40ha	令和22年3月5日